



クルーズ旅行取消費用補償特約のご案内

クルーズ旅行取消費用補償特約とは？

クルーズ旅行にご参加の皆様が、次のような事由によってクルーズ旅行への参加をキャンセルすることとなった場合の取消料や違約料などの費用を補償します。

例えば、クルーズ旅行の出発前に

- 被保険者（旅行者）・同室予約者が急病で3日以上入院した場合
- 被保険者・同室予約者の3親等以内の親族（伯(叔)父・伯(叔)母、甥・姪などまで）が亡くなった場合や危篤になった場合
- 被保険者・同室予約者の居住中の建物や家財が火災等で100万円以上の被害にあった場合

など

※同室予約者とは、被保険者と同一の船舶を利用する旅行に参加予約し、かつ、被保険者と同一の船舶内の客室（定員が4名以下の客室に限ります。）に宿泊予約している方をいいます。

対象となる費用は？

- ・被保険者（旅行者）が旅行会社に支払う取消料等
- ・渡航手続費用（ビザ発行手数料・予防接種料等）

対象となる旅行は？

旅行行程にクルーズ（船舶を利用する企画旅行で定員4名以下の船舶内客室に宿泊予約するものに限り、）が含まれている海外旅行

補償の対象となる期間は？

クルーズ旅行取消費用補償特約の補償期間は、ご旅行期間（海外旅行保険の保険期間）にかかわらず下記期間となります。

- 補償開始日：契約日の翌日の午前0時から始まります。
- 補償終了日：被保険者（旅行者）の出国時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

※この特約の補償期間はご契約日の翌日午前0時から開始します。ご契約手続き前に保険金をお支払いする事由が生じた場合は、保険金をお支払いできません。クルーズ旅行のキャンセル費用発生期間が開始するまでにご契約されることをおすすめします。



- ・保険のご契約前に既にケガをしていた場合または病気にかかっていた場合で、そのケガ・病気が原因でご旅行をキャンセルされたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ・補償開始日以降に保険契約を解約された場合、この特約の保険料は返還の対象となりません。

※ただし、キャンセル費用発生期間が開始する前にクルーズ旅行が催行中止となり、かつ保険金をお支払いしていない場合は、この特約の保険料も返還の対象となります。

クルーズ旅行取消費用補償特約の補償内容

補償内容（保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いできない主な場合）は、エイチ・エス損保ホームページをご確認ください。

クルーズ旅行取消費用補償特約の補償内容

<https://www.hs-sonpo.co.jp/store/summary.php#option-02>



お申し込みについて

FIT 海外旅行保険にセットしてお申し込みください。

この特約は、FIT 海外旅行保険の「個人プラン」・「グループプラン（ファミリープラン含む）」・「カスタムプラン」にセットしてお引受けいたします。この特約のみのお引受けはできませんので、ご注意ください。

※「留学プラン」・「団体プラン」にセットすることはできません。

クルーズ旅行取消費用補償特約の保険料表

保険金額はご旅行代金を目安として設定してください。

保険金額	保険料	保険金額	保険料	保険金額	保険料	保険金額	保険料
5万円	1,190円	40万円	9,520円	90万円	21,430円	150万円	35,720円
10万円	2,380円	45万円	10,710円	100万円	23,810円	160万円	38,100円
15万円	3,570円	50万円	11,910円	110万円	26,190円	170万円	40,480円
20万円	4,760円	60万円	14,290円	120万円	28,570円	180万円	42,860円
25万円	5,950円	70万円	16,670円	130万円	30,950円	190万円	45,240円
30万円	7,140円	80万円	19,050円	140万円	33,330円	200万円	47,620円
35万円	8,330円						

●このご案内はクルーズ旅行取消費用補償特約の概要を記載したものです。詳細は取扱代理店またはエイチ・エス損保までお問い合わせください。

●FIT 海外旅行保険の詳細については、普通保険約款・特約またはエイチ・エス損保ホームページをご覧ください。

普通保険約款・特約 <https://www.hs-sonpo.co.jp/conditions/#fityakkan>

FIT 海外旅行保険 <https://www.hs-sonpo.co.jp/store/>

○引受保険会社

エイチ・エス損害保険株式会社

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>

お申し込みにあたっては、必ず「重要な事項等のご説明」に基づき説明を受けてください。または、必ずお読みください。

取扱代理店はエイチ・エス損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって取扱代理店と有効に成立したご契約については、エイチ・エス損保と直接契約されたものとなります。

○お申し込み・お問い合わせ先 [取扱代理店]